

舞鶴市中小企業融資制度

舞鶴市では、市内に主たる店舗、工場、事業所を有する中小企業者で同一の事業を1年以上営む方を対象に、運転資金、設備資金を低利でご利用いただける融資制度をご用意しております。

舞鶴市中小企業資金融資制度（略称：マル舞）

融資条件	①資金使途	運転資金及び設備資金
	②融資限度額	1,500万円以内 ※既に市中小企業資金融資制度(舞グリーンを除く)を利用している場合は、 既存借入額と合わせて1,500万円以内を限度額とします。 (なお、マル舞の2口利用は不可)
	③融資利率	年1.7%
	④融資期間	8年以内
	⑤返済方法	割賦返済(3か月以内の据置可)
	⑥保証人担保	保証協会の保証が必要、連帯保証人・担保は不要
	⑦信用保証料	保証協会に支払う信用保証料が1/2になります。 ※残り1/2は舞鶴市が負担します。
	⑧その他	市融資制度に限り借換可能(既存借入を6か月以上返済していること)

中小企業経営改善特別融資（略称：舞十年）

『融資期間10年』『無担保・無保証人』

前年度対比で経営状況が悪化しており、京都信用保証協会、金融機関の指導を受けて経営改善を図ろうとする方を対象に、マル舞よりもさらに長い融資期間でご利用いただける融資制度です。

(制度実施期間：令和6年4月1日～令和7年3月末日まで)

融資条件	①資金使途	運転資金
	②融資限度額	1,500万円以内 ※既に市中小企業資金融資制度(舞グリーンを除く)を利用している場合、 既存借入額と合わせて1,500万円以内を限度額とします。
	③融資利率	年1.7%
	④融資期間	10年以内
	⑤返済方法	割賦返済(3か月以内の据置可)
	⑥保証人担保	保証協会の保証が必要、連帯保証人・担保は不要
	⑦信用保証料	保証協会に支払う信用保証料が1/2になります。 ※残り1/2は舞鶴市が負担します。
	⑧その他	市融資制度に限り借換可能(既存借入を6か月以上返済していること)

【取扱金融機関】

(株)京都銀行、(株)福邦銀行、京都北都信用金庫、京都府信用漁業協同組合連合会

中小企業地球環境対策特別融資（略称：舞グリーン）

『融資利率1.6%』『融資限度額2,000万円以内』

市内中小企業の設備投資を促進し、併せて企業の環境負荷低減への取り組みを支援するための融資制度です。



（制度実施期間：令和6年4月1日～令和7年3月末日まで）

融資条件

①資金使途 **設備資金(下記参照)**

(1)新エネルギー設備の導入経費

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①太陽光発電装置 | ⑥廃棄物熱利用装置 |
| ②風力発電装置 | ⑦廃棄物燃料製造装置 |
| ③太陽熱利用装置 | ⑧バイオマスエネルギー利用装置 |
| ④温度差エネルギー利用装置 | ⑨コージェネレーション装置 |
| ⑤廃棄物発電装置 | ⑩燃料電池装置 |

(2)省エネ設備の導入経費

以下の設備の導入等であって、CO₂の排出削減効果があり、かつ、その効果を把握できるものであること

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ①熱源・熱搬送設備 | ⑤冷凍冷蔵設備 |
| ②空調・換気設備 | ⑥発電専用設備 |
| ③給排水設備 | ⑦受変電設備 |
| ④給湯設備 | ⑧空調負荷低減を目的とした建物の断熱改修等 |

(3)LED設備の導入経費

発光ダイオードを光源とする照明装置設備とし、光源だけでなく、照明器具を含めた入替を行うもの

(4)屋上緑化等に係る経費

屋上又は、壁面の緑化に必要な工事を行う場合(10㎡以上のものに限る)

※プランター等の設置は対象外とする。

②融資限度額 **2,000万円以内**

※マル舞と合わせて最大3,500万円(マル舞とは別枠で借入可)

③融資利率 **年1.6%**

④融資期間 **10年以内**

⑤返済方法 **割賦返済(6か月以内の据置可)**

⑥保証人担保 **保証協会の保証が必要、連帯保証人不要、必要に応じ担保徴求**

⑦信用保証料 **保証協会に支払う信用保証料が1/2になります。**

※残り1/2は舞鶴市が負担します。

⑧その他 **既存借入からの借換は不可**

●各種融資のご相談などお問い合わせは、**舞鶴市 産業振興部 産業活力課**へ

TEL: 0773 (66) 1021 FAX: 0773 (62) 9891